

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

平成22年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	----- 2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	----- 3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	----- 3
第 4 表	職員の平均給与月額	----- 4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	----- 5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	----- 5
第 7 表	職員の住居手当の支給状況	----- 6
第 8 表	職員の通勤手当の支給状況	----- 6
第 9 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	----- 7
第 10 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	----- 38

2 民間の給与関係

平成22年職種別民間給与実態調査の概要	-----	39
第 11 表	産業別、企業規模別調査事業所数	----- 40
第 12 表	民間における初任給の改定状況	----- 40
第 13 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	----- 41
第 14 表	民間における給与改定の状況	----- 41
第 15 表	民間における定期昇給の実施状況	----- 41
第 16 表	民間における定期昇給制度の状況	----- 42
第 17 表	民間における雇用調整の実施状況	----- 42
第 18 表	民間における賃金カット等の実施状況	----- 43
第 19 表	比較対象従業員に係る職種	----- 43
第 20 表	民間における職種別給与額等	----- 44
第 21 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	----- 46
第 22 表	民間における家族手当の支給状況	----- 47
第 23 表	民間における住宅手当の支給状況	----- 47
第 24 表	民間における特別給の支給状況	----- 48
第 25 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	----- 48
第 26 表	民間における時間外労働等の割増賃金の状況	----- 49

3 労働経済関係

第 27 表	労働経済指標	----- 50
--------	--------	----------

4 生計費関係

第 28 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	----- 52
--------	------------------------	----------

5 国及び都道府県の給与関係

第 29 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	----- 53
第 30 表	都道府県における自宅に係る住居手当の廃止状況	----- 53

6 人事院勧告等の概要

-----	54
-------	----

1 職員の給与関係

平成22年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成22年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

ア 次の条例の適用を受ける職員で、平成22年4月1日に在職する者

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

イ 次の者の扱いは次のとおりとした。

(ア) 原則として、4月1日現在の休職者、停職者及び育児休業職員並びに4月1日付け採用者を含む。

(イ) 原則として、派遣職員（市町村、外国の地方公共団体の機関等及び公益的法人等に派遣されている職員）を含む。

(ウ) 非常勤職員及び臨時的に任用されている職員を除く。

(3) 調査の内容

平成22年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

(5) 調査の結果

平成22年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第10表のとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 24,208	人 6,859	人 5,459	人 3,306	人 14,043
給料の月額	円 370,914 (352,850)	円 352,348 (334,862)	円 357,212 (339,365)	円 326,864 (310,522)	円 390,351 (371,600)
扶養手当	8,703	9,391	10,420	12,306	7,518
給料の特別調整額	4,912	6,276	6,875	2,320	4,855
地域手当	10,019	10,531	9,769	8,736	10,072
住居手当	4,539	5,371	5,175	2,398	4,637
その他	2,083	5,373	368	1,742	557
計	401,170 (383,106)	389,290 (371,804)	389,819 (371,972)	354,366 (338,024)	417,990 (399,239)
平均年齢	歳 43.2	歳 43.0	歳 44.2	歳 39.0	歳 44.4
平均経年数	年 21.1	年 21.3	年 22.6	年 17.9	年 21.8

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第9表まで同じ。)
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、新規学卒の平成22年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う現給保障の経過措置額を含む。(第4表において同じ。)
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。(第4表において同じ。)
- 5 「給料の月額」及び「計」は、職員の給与の特例に関する条例(平成21年栃木県条例第54号。以下「特例条例」という。)による給料の減額措置がないものとした場合の額であり、()内は当該措置の適用後の額である。

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
一般職員	行政職	4,688	43.7	21.9
	事務職	839	45.1	24.6
	研究職	278	40.4	17.5
	医療職(1)	110	42.0	18.2
	医療職(2)	285	40.1	17.4
	医療職(3)	526	37.1	14.8
	技術職(1)	131	41.8	20.7
	技術職(2)	2	50.9	30.7
	小計	6,859	43.0	21.3
警察官	公安職	3,306	39.0	17.9
教員	教育職(1)	3,807	44.0	21.4
	教育職(2)	10,236	44.5	22.0
	小計	14,043	44.4	21.8
全職員		24,208	43.2	21.1

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員		%	%	%	%	%	%	%
	行政職	100.0	71.5	7.9	20.5	0.1	75.5	24.5
	事務職	100.0	33.9	23.2	42.9	-	38.0	62.0
	研究職	100.0	96.4	1.8	1.8	-	79.1	20.9
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	72.7	27.3
	医療職(2)	100.0	74.7	25.3	-	-	42.5	57.5
	医療職(3)	100.0	21.7	75.5	2.8	-	13.3	86.7
	技術職(1)	100.0	29.8	70.2	-	-	1.5	98.5
技術職(2)	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	
	小計	100.0	63.8	16.6	19.6	0.0	63.5	36.5
	うち行政職員	100.0	65.6	10.3	24.0	0.1	70.1	29.9
警察官	公安職	100.0	55.0	4.4	40.6	0.0	93.6	6.4
教員	教育職(1)	100.0	94.2	2.4	3.4	-	60.1	39.9
	教育職(2)	100.0	89.4	10.5	0.1	-	43.9	56.1
	小計	100.0	90.7	8.3	1.0	-	48.3	51.7
全職員		100.0	78.2	10.1	11.7	0.0	58.8	41.2

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
22 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 370,914 (352,850)	円 352,348 (334,862)	円 357,212 (339,365)	円 326,864 (310,522)	円 390,351 (371,600)
	扶養手当	8,703	9,391	10,420	12,306	7,518
	給料の特別調整額	4,912	6,276	6,875	2,320	4,855
	地域手当	10,019	10,531	9,769	8,736	10,072
	住居手当	4,539	5,371	5,175	2,398	4,637
	その他	2,083	5,373	368	1,742	557
	計(A)	401,170 (383,106)	389,290 (371,804)	389,819 (371,972)	354,366 (338,024)	417,990 (399,239)
21 ・ 4 ・ 1	計(B)	円 402,771 (402,263)	円 391,881 (391,244)	円 393,280 (392,582)	円 356,916 (356,649)	円 418,943 (418,443)
	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$	99.6% (95.2)	99.3% (95.0)	99.1% (94.8)	99.3% (94.8)	99.8% (95.4)

(注) 1 22.4.1の「給料の月額」及び「計」は、特例条例による給料の減額措置がないものとした場合の額であり、()内は当該措置の適用後の額である。

2 21.4.1の「計」は、職員の給与の特例に関する条例(平成18年栃木県条例第5号)による給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合の額であり、()内は当該措置の適用後の額である。

その2 給料表別

給与種目	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 355,971 (338,189)	円 11,128	円 7,561	円 9,839	円 5,413	円 313	円 390,225 (372,443)
事務職	349,287 (331,823)	5,616	2,483	8,934	3,650	678	370,648 (353,184)
研究職	348,375 (331,048)	9,052	5,036	9,161	7,771	78	379,473 (362,146)
医療職(1)	463,918 (441,617)	11,923	25,029	75,130	10,168	311,471	897,639 (875,338)
医療職(2)	338,471 (322,217)	6,425	4,194	8,718	4,720	-	362,528 (346,274)
医療職(3)	318,184 (303,228)	3,224	321	8,036	6,635	940	337,340 (322,384)
技術職(1)	323,633 (307,479)	1,374	-	8,125	2,173	305	335,610 (319,456)
技術職(2)	403,895 (383,701)	-	-	10,097	-	-	413,992 (393,798)
公安職	326,864 (310,522)	12,306	2,320	8,736	2,398	1,742	354,366 (338,024)
教育職(1)	393,469 (374,712)	8,695	2,797	10,138	6,441	34	421,574 (402,817)
教育職(2)	389,192 (370,443)	7,081	5,621	10,047	3,966	751	416,658 (397,909)

(注) 「給料の月額」及び「計」は、特例条例による給料の減額措置がないものとした場合の額であり、()内は当該措置の適用後の額である。

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) — (B)
	配偶者 (13,000円)	配偶者が いない場 合の子、 父母等 のうち1人 (11,000円)	子、父母 等 (6,500円)	計 (A)	子のうち特定 期間にある者 (5,000円加算)		
一般職員	人 1,685	人 160	人 4,987	人 6,832	人 1,667	人 3,235	人 2.1
警察官	1,630	22	2,390	4,042	743	1,941	2.1
教員	2,069	313	9,104	11,486	3,213	5,504	2.1
全職員	5,384	495	16,481	22,360	5,623	10,680	2.1

(注) 1 扶養手当の対象となる扶養親族数欄の()内の金額は、それぞれ当該扶養親族についての扶養手当の現行支給月額である。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,726円である。
 3 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職(1)	職(2)	職(3)	職	職(1)	職(2)	
職員の給与に関する条例	1種	人 41	人	人 1	人 1	人	人	人 3	人	人	人 46
	2種	31			4			12			47
	3種	72			7	1		55			135
	4種	108		7	12	10	3				140
	5種	258		9	8	8		28			311
	6種	3		3							6
	7種	1		1							2
栃木県立学校職員給与条例	1種								25	35	60
	2種								52	159	211
	3種		10						81	552	643
	4種		38						23	371	432
計	514	48	21	32	19	3	98	181	1,117	2,033	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額の支給されているものはない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,484円である。

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		11,237 ^人	3,756 ^人	1,181 ^人	6,300 ^人
借 家 ・ 借 間	11,000円未満	5	3	0	2
	11,000円以上 27,000円未満	1,160	347	84	729
	27,000円	1,884	669	72	1,143
	小 計	3,049	1,019	156	1,874
自 宅	3,900円	8,188	2,737	1,025	4,426
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当額		円 25,545	円 25,663	円 24,881	円 25,535

(注) 借家・借間に係る最高支給限度額は、27,000円である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分		職員の区分			
		全 職 員	一 般 職 員	警 察 官	教 員
受 給 者		22,289 ^人	6,350 ^人	2,527 ^人	13,412 ^人
交 通 機 関 の み 利 用		1,166	1,006	51	109
交 通 用 具 の み 使 用		20,740	5,021	2,465	13,254
交 通 機 関 交 通 用 具 併 用 者		383	323	11	49
受給者1人当たり平均手当額		円 8,758	円 11,779	円 6,680	円 7,720

第9表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5						1	1		
6		7							
7		1							
8		4					1		1
9	3	19							
10		35							
11	1	8							
12		29							
13		29							
14		13							
15	2	17	1						1
16	3	13	8						1
17		39	27						3
18	6	6	11						5
19	1	18	10						4
20		11	7						1
21	3	2	31						1
22	1	1	19						1
23		35	17						
24	3	13	15						
25	4	21	27	1					
26	3	15	16			1			
27		44	13						
28	1	13	14						
29	44	22	33						
30	9	2	18						
31	4	5	15					3	
32	4	2	9					12	
33	5		21			1		4	
34	9	2	20					3	
35	52		11	1				2	
36	9		14	3				10	
37	5		45	31				5	
38	27		28	7			1	6	
39	7		27	13			1	1	
40	4		18	3			4	3	
41	3		23	21			3	1	
42	3		16	27			2		
43	1		11	11			31		
44			42	27			30		
45			16	19			21	1	
46	1		25	31			17		
47			14	45			5		
48			41	18			13		
49			17	20			8		
50	1		18	16			5		
51			16	27			5		
52			30	43		2	3		
53			14	34	1	11			
54	2		20	28		4	2		
55			4	20	1	19			
56			14	72	1	10			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57			5	27		23			
58			8	64	2	31			
59		1	6	61		49	1		
60			3	55	28	54	2		
61			1	32	4	27	2		
62			7	88	4	26			
63		1	3	72	24	40			
64			1	26	21	38			
65			3	17	11	19			
66				66	44	36			
67			1	18	38	34			
68			2	11	22	22			
69				39	15	49			
70			1	29	78	23			
71	1		1	26	22	8			
72				14	10	21			
73				11	10	17			
74				10	35	37			
75			2	9	26	47			
76				12	29	66			
77				9	14	430			
78			1	5	9				
79				11	12				
80				1	15				
81			2	3	3				
82			1	4	6				
83				8	2				
84				3	1				
85			1	2	37				
86	1			2					
87				1					
88				3					
89				1					
90				4					
91				1					
92				2					
93				28					
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100			1						
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	223	428	846	1,293	525	1,146	158	51	18
構成比(%)	4.8	9.1	18.0	27.6	11.2	24.4	3.4	1.1	0.4
平均給料 月額(円)	184,297	218,197	291,250	366,518	393,980	420,477	446,835	473,618	514,350

人員計	4,688 人
平均給料月額	351,433 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6		2					
7		1					
8		1					
9	5	2					
10		4	1				
11		3					
12	1	1					
13	1	1					
14		3					
15	1	1					
16	1	2	1				
17		1					
18	4		1				
19	1		1				
20							
21	3	1					
22	1		4				
23	3	3	1				
24	4	2	3				
25	1	2					
26		5	3				
27		1	6				
28		1	6				
29	2	2	2				
30	2		7				
31	1		3				
32	1		3				
33	7	1	7				
34	4		6				
35	2		2				
36	2		4				
37			9	1			
38	3		12				
39	1		3				
40	2		5	1			
41			6	2			
42			12	4			
43		1	3				
44	1		3	3			
45			6	1			
46			19				
47	1		7	2			
48	1		11	1			
49			2	2			
50			14	3			
51			3	3			
52			3	3			
53			3	6			
54			5	2			
55			3	4			
56			7	3			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			1	4			
58			5	7			
59			5	5			
60			1	4		1	
61			5	6		2	
62			1	12		1	
63			1	4			
64			2	4			
65			2	3			
66			2	7		1	
67			1	6		19	
68			1	7		12	
69			2	7		13	
70			1	2	1	8	
71			1	10	1	1	
72				10		6	
73				9		6	
74				8	2	4	
75				7	1	1	
76				13	1	7	
77				2	2	26	
78					4		
79				14			
80				4	3		
81				2			
82				5	3		
83				17			
84			1	2	2		
85			1	3	44		
86				11			
87				9			
88				6			
89				5			
90				4			
91				20			
92				10			
93			1	43			
94							
95							
96			1				
97							
98			1				
99							
100							
101			2				
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111			1				
112							
113			1				
114							
115							
116							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	56	41	237	333	64	108	-
構成比(%)	6.7	4.9	28.2	39.7	7.6	12.9	-
平均給料 月額(円)	174,716	217,056	302,227	378,425	401,603	421,469	-

人員計	839 人
平均給料月額	342,727 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10			1		
11			5		
12			2		
13					
14			8		
15					
16			1		
17			2		
18			8		
19					
20			2		
21			3		
22			2		
23			1		
24			3		
25			7		
26			2		
27			2		
28			2	1	
29					
30				1	
31			8	2	
32			1		
33			2	3	
34			2	1	
35			7		
36				3	
37			2	2	
38				4	
39				2	
40			1	2	
41			4	1	
42				3	
43			2	1	
44			1	1	
45			4	3	3
46			1	2	2
47			2	1	1
48			1	5	
49			2	5	5
50				1	2
51				1	1
52			3	5	2
53			6	3	
54				1	2
55			1	2	2
56			4	4	7

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		2	1	1	1
58				3	
59			2		
60			2	2	
61		3	2		
62			2	1	
63			4	3	
64					
65				2	
66			2	3	
67		1	5		
68			1	2	
69		1		1	
70			4	1	
71			1	1	
72		1	3	3	
73			1	16	
74			1		
75					
76			1		
77					
78			1		
79					
80		1			
81		1	1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	115	94	66	3
構成比(%)	-	41.4	33.8	23.7	1.1
平均給料 月額(円)	-	260,886	374,618	437,674	475,500

人員計	278 人
平均給料月額	343,629 円

医療職給料表（１）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13				
14				
15	4			
16				
17				
18	3			
19				
20				
21	1			
22				
23				
24	4			
25	2			
26				
27				
28	7			
29				
30				
31				
32	4			
33		1		
34				
35		1		
36	2	2		
37				
38		1		
39		1	1	
40	2	1		
41		1	1	
42		1	1	
43				
44	3	2		
45			5	
46		1		
47		6		
48	2		3	
49				1
50	1	4		1
51	1			1
52			1	
53			1	1
54			2	
55				
56			1	

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57			1	1
58				
59				1
60				
61				
62				1
63				1
64				
65			1	4
66				
67			2	
68				
69			3	
70				
71			3	
72				
73				
74				
75			1	
76				
77			2	
78				
79				
80			1	
81			2	
82				
83				
84			2	
85				
86				
87				
88				
89			4	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	38	22	38	12
構成比 (%)	34.5	20.0	34.5	11.0
平均給料 月額(円)	329,776	435,664	514,361	563,400

人員計	110 人
平均給料月額	440,205 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1								
2								
3								
4								
5			3					
6								
7			1					
8								
9								
10			2					
11			7					
12			2					
13			1					
14			5					
15								
16								
17			5					
18								
19			1					
20			3					
21	1		2					
22			3					
23			2					
24			1					
25								
26			5	5				
27				2				
28	1			3				
29								
30			1	12				
31			3	2				
32			2	1				
33				3				
34			5	6		3		
35				1		1		6
36			2	2		1		1
37			1	5		1		1
38			2	2		3		
39			1	1				1
40			1	4		3		
41				1	1	3		
42						1		
43						4	1	
44					1	4	1	
45				2		1	1	
46				2		2		
47				3	2	3	3	
48				1		4		
49				1			1	
50	1			3	1	4	2	
51				2		3	2	
52				2		1	1	
53			1			2		
54				1		2	4	
55					1	3	2	
56						4	1	
57						1	1	
58						2	6	
59				1		1	4	
60						2	1	

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61						4	1	
62				1		3	1	
63						1	2	
64						5		
65							20	
66						1		
67								
68						1		
69								
70						1		
71						1		
72								
73						2		
74								
75								
76								
77								
78						1		
79								
80								
81								
82						1		
83								
84								
85						1		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計 (人)		3	62	69	6	81	55	9
構成比 (%)		1.1	21.7	24.2	2.1	28.4	19.3	3.2
平均給料 月額(円)		190,900	212,337	273,681	321,917	372,236	415,553	444,322

人員計	285 人
平均給料月額	321,258 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		12					
10							
11		1					
12		2					
13		4					
14		3	1				
15		16	1				
16			15				
17		3	3				
18		16	3				
19		2	6				
20		1	14				
21		5	1	1			
22		4	3	3			
23		7	4	1			
24		6	16	6			
25		2		1			
26		13		6			
27		2	2	2			
28		1	1	3			
29		7	5	3			
30		11	4	4			
31		5	4	2			
32		5	4	4			
33		2	2	3			
34		11	6	6			
35		4	2				
36		4	1	1			
37				2			
38			2	5			
39		1	2	4			
40		1		3			
41				1			
42				4			
43			1	1			
44				2			
45			1	3			
46				3		1	
47		1		4	1		
48				2	2		
49			1	6	3		
50				1	2	2	
51				1	4	3	
52					4		
53		1		1	1	1	
54				3	3	2	
55					1		
56			1	3	3		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			1	4	8		
58			1		1		
59			1	2	1	1	
60				3	4		
61					3	2	
62				2	4		
63				2	4		
64				2	7		
65			1	1	3		
66		1			5		
67					5		
68					3	1	
69					2	2	
70					3		
71					5		
72		1			2		
73					3		
74					1		
75				1	2		
76		1		2			
77		1		2	5		
78					3		
79					2		
80					2		
81					2		
82					2		
83							
84					2		
85							
86				1			
87				1	2		
88					1		
89					2		
90					1		
91					2		
92					3		
93					6		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	158	110	118	125	15	-
構成比(%)	-	30.0	20.9	22.4	23.8	2.9	-
平均給料 月額(円)	-	221,737	266,077	317,465	385,930	435,753	-

人員計	526 人
平均給料月額	297,607 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8		1			
9					
10		1			
11		2			
12					
13					
14		2			
15	1	1			
16					
17					
18					
19					
20		2			
21					
22					
23					
24		1			
25					
26		2			
27					
28		1			
29					
30			1		
31					
32					
33					
34		1	2		
35					
36		2			
37					
38					
39			1		
40					
41					
42			1		
43			1		
44				1	
45			2		
46					
47			1		
48			1		1
49			1		
50					
51			1		2
52			1		1
53					
54			2		
55			3		1
56					
57			2	1	
58			2		1
59			3	1	1
60			1		1

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61			2	1	
62			4	1	
63			2	1	2
64			5	2	2
65			4	1	
66			2	1	1
67				1	1
68			2	2	
69					
70			4	2	
71				2	2
72				1	
73					
74				1	1
75					2
76				2	1
77				1	
78					1
79					3
80					
81					1
82					
83					
84					2
85					10
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95				1	
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計 (人)	1	19	51	23	37
構成比 (%)	0.8	14.5	38.9	17.6	28.2
平均給料 月額(円)	163,200	206,163	304,896	341,804	388,016

人員計	131 人
平均給料月額	319,451 円

技術職給料表(2) (学校看護師に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					1
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					1
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
計(人)	-	-	-	-	2
構成比(%)	-	-	-	-	100.0
平均給料 月額(円)	-	-	-	-	395,200

人員計	2 人
平均給料月額	395,200 円

公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	22								
10									
11	1						1		
12	1								
13									
14	6								
15	19								
16	3								
17	2								
18	24								
19	5								
20	4								
21	1								
22	87								
23	11								
24	22	38							
25	12	15	4						
26	6	9	5						
27	10	7	5						
28	78	8	8						
29	13	34	6						
30	20	24	20						
31	12	22	15						
32	18	29	14						
33	12	29	8						
34	8	32	16						
35	4	20	10						
36	6	29	18						
37	2	25	9						
38	1	19	19						
39		23	24	2					
40		23	17						
41		15	18	2					7
42		16	27	2	1				
43	1	8	17	1					
44	1	20	18	1					3
45	1	8	26	1					1
46		11	17	6	1				
47	1	12	16						
48		8	18	4	1				
49		7	18	2					
50	2	10	13	2					
51		6	20	4	1				
52	1	10	23	5					
53		6	22	4	1				
54		7	24	5	1	1			
55		8	18	7					
56		4	16	5	2	1			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		6	14	7	4		1		
58		7	24	3	3				
59		5	28	9	1	1			
60		6	13	7	4	1	1		
61		2	9	12	2	3	1	24	
62	1	3	13	9	8	2	1		
63		3	9	7	7	1			
64			14	11	5	1			
65		1	15	10	4	1			
66		1	8	12	3	1			
67		1	8	10	7	2			
68		1	16	9	6	4	1		
69		1	8	6	8	3	1		
70		1	12	7	8	2	1		
71			7	6	5	3	2		
72			8	12	6	1	2		
73			14	2	6		8		
74			9	4	6		2		
75			5	8	3	2	2		
76			11	8	6	2	2		
77			1	9	7	1	76		
78			4	6	11	1			
79			3	10	6	1			
80			3	5	6	4			
81			3	4	7	2			
82			1	9	8	3			
83			1	2	14	2			
84			4	4	11	2			
85			3	9	8	37			
86			4	16	6				
87			2	12	13				
88				8	5				
89			1	9	14				
90			3	5	15				
91			2	14	8				
92			3	12	11				
93			2	6	142				
94			1	12					
95				12					
96			5	8					
97			1	8					
98			1	12					
99			6	7					
100			2	3					
101				4					
102			4	10					
103			1	4					
104			3	12					
105			1	11					
106			3	13					
107			3	12					
108			2	5					
109			1	9					
110			2	10					
111				11					
112				7					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113			3	15					
114			1	8					
115			1	9					
116			1	10					
117				23					
118			1	18					
119			1	24					
120				16					
121			1	16					
122			1	17					
123			1	25					
124			2	19					
125				110					
126			2						
127									
128									
129			2						
130									
131			1						
132									
133									
134			1						
135			1						
136			1						
137									
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計(人)	418	580	852	832	402	85	102	24	11
構成比(%)	12.6	17.5	25.8	25.2	12.2	2.6	3.1	0.7	0.3
平均給料 月額(円)	203,419	243,047	292,017	385,806	419,807	431,606	454,388	469,400	487,227

人員計	3,306 人
平均給料月額	321,902 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5	1	11			
6					
7		3			
8		1			
9		3			
10					
11		12			
12		3			
13		3			
14	1	15			
15	1	2			
16		4			
17		12			
18		4			
19		13			
20		9			
21		4			
22		26			
23		7			
24	3	12			
25		9			1
26	1	19			
27		7			
28	1	9			
29		14			1
30	1	24			
31		12			1
32	3	9			4
33	1	8			13
34	3	25			4
35	1	9			2
36	1	13			
37	1	10			
38	1	24			3
39		12			
40	4	22			3
41	1	12			2
42	3	44			1
43	2	17			5
44	2	18			5
45	1	22			32
46	5	40			
47		15			
48		28			
49	2	15			
50	4	37			
51	2	15			
52	2	23			
53		22			
54	3	45			
55		15			
56	1	22			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	4	27		1	
58	3	49		1	
59		15		2	
60	2	40		4	
61		14		2	
62	4	34		3	
63	5	23		3	
64	1	26		5	
65	2	19		3	
66	2	26		7	
67	1	29		8	
68	1	22		11	
69		21		9	
70	1	32		7	
71	3	22		10	
72	1	33			
73		16		4	
74	4	29		1	
75		26		4	
76	1	44		3	
77	2	19		3	
78	3	19		3	
79	1	23		3	
80	1	23	1	3	
81		36		4	
82	2	19	2		
83	2	30	1		
84		43			
85	3	20	1		
86		42			
87		28	3		
88	3	39			
89	2	34	2		
90	1	28	3		
91		27	2		
92	1	25			
93		28			
94	1	27			
95		43	5		
96	1	21			
97	2	38	2		
98		45	2		
99		43	3		
100		50	3		
101	3	62	8		
102		36	4		
103	2	29	1		
104		91			
105		40			
106	1	30			
107	1	75			
108		35			
109	1	60			
110		51			
111		29			
112	1	39			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		2	34			
114		1	36			
115			20			
116			24			
117		1	20			
118		1	25			
119		4	8			
120			18			
121		1	17			
122		3	25			
123			13			
124		1	17			
125		2	13			
126		3	37			
127			19			
128			17			
129			20			
130		2	28			
131		1	31			
132		1	18			
133		1	19			
134			31			
135		2	35			
136		2	31			
137			242			
138						
139						
140		1				
141						
142						
143		1				
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計(人)		151	3,432	43	104	77
構成比(%)		4.0	90.2	1.1	2.7	2.0
平均給料 月額(円)		268,682	368,063	438,000	456,193	489,417

人員計	3,807 人
平均給料月額	369,773 円

教育職給料表(2) (小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		76			
18					
19		9			
20		8			
21		12			
22		1			1
23		52			
24		9			2
25		18			1
26		78			6
27		20			2
28		18			6
29		32			4
30		17			20
31		62			19
32		27			16
33		26			21
34		62			30
35		19			23
36		31			34
37		22			34
38		64			26
39		24			37
40		26			33
41		35			34
42		79			23
43		36			44
44		41			17
45		43			118
46		62			
47		20			
48		42			
49		54			
50		71			
51		46			
52		41			
53		38			
54		68			
55		44			
56		39			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		34			
58		59			
59		31			
60		46			
61		32			
62		48			
63		28			
64		33			
65		29			
66		52		1	
67		27			
68		31		1	
69		31		2	
70		66		2	
71		27			
72		29		7	
73		37		4	
74		78		6	
75		30		14	
76		55		13	
77		37		17	
78		85	1	33	
79		31		21	
80		61		46	
81		41	1	25	
82		93		17	
83		29	1	16	
84		73		32	
85		45	2	38	
86		115	2	44	
87		51	1	24	
88		78	2	35	
89		63	3	27	
90		140	3	20	
91		38	2	20	
92		90	1	31	
93		53	1	9	
94		51	1	21	
95		65		9	
96		77	3	6	
97		124	1	25	
98		106	1		
99		90	1		
100		145			
101		146	1		
102		98			
103		186	1		
104		123			
105		153			
106		177			
107		159			
108		132	1		
109		174			
110		115			
111		74			
112		120			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113			98			
114			63			
115			84			
116			181			
117			83			
118			191			
119			102			
120			73			
121			239			
122			85			
123			83			
124			187			
125			96			
126			77			
127			243			
128			84			
129			60			
130			140			
131			120			
132			64			
133			47			
134			111			
135			80			
136			51			
137			48			
138			80			
139			43			
140			31			
141			31			
142			29			
143			48			
144			54			
145			47			
146			60			
147			33			
148			60			
149			169			
計(人)	-		9,089	30	566	551
構成比(%)	-		88.8	0.3	5.5	5.4
平均給料 月額(円)	-		360,198	416,700	431,382	463,229

人員計	10,236 人
平均給料月額	369,846 円

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	29			22	7					
事務職	18			16	2					
研究職	4			4						
医療職(1)	0									
医療職(2)	1					1				
医療職(3)	2				1	1				
技術職(1)	0									
技術職(2)	0									
公安職	7				1	6				
教育職(1)	39	12	27							
教育職(2)	2		2							
給料表計	102									
60歳	52									
61歳	30									
62歳	20									

(注) 1 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

2 教育職(1)及び教育職(2)においては、特2級を3級、3級を4級、4級を5級と読み替えて表示した。(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	17			14	3					
事務職	6			5	1					
研究職	2			2						
医療職(1)	0									
医療職(2)	0									
医療職(3)	0									
技術職(1)	0									
技術職(2)	0									
公安職	0									
教育職(1)	57		57							
教育職(2)	10		10							
給料表計	92									
60歳	48									
61歳	18									
62歳	26									

2 民間の給与関係

平成22年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成22年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された799事業所

ア 漁業	サ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業、採石業、砂利採取業	シ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療、福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業、郵便業	
ク 卸売業、小売業	
ケ 金融業、保険業	
コ 不動産業、物品賃貸業	

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他56職種、合計78職種（うち初任給関係職種19職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から170事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係職種以外の各調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

初任給関係180人（うち事務・技術関係148人）、初任給関係以外の調査職種5,856人（うち事務・技術関係4,863人）

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、50,822人であり、うち事務・技術関係職種該当者は30,155人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第26表までのとおりである。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	1 4 9	1 6	2 3	2 0	6 1	2 9
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	6	1	—	—	5	—
製 造 業	1 0 1	9	1 9	1 0	4 0	2 3
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	1 5	2	2	3	4	4
卸売業、小売業	1 2	—	1	6	4	1
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	1	—	1	—	—	—
教育、学習支援業、 医療 福祉 サービス業	1 4	4	—	1	8	1

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っているため調査対象外であることが判明した事業所が2、調査不能の事業所が21あった。
2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第12表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	1 8 . 9	(1 3 . 5)	(8 6 . 5)	(—)	8 1 . 1
高 校 卒	1 1 . 9	(—)	(1 0 0 . 0)	(—)	8 8 . 1

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 201,244	円 211,270	円 193,950	円 —
	高 校 卒	159,900	159,026	165,140	—
新 卒 技 術 者	大 学 卒	198,310	203,404	194,868	x
	高 校 卒	157,895	159,923	148,131	—
計	大 学 卒	199,781	206,909	194,326	x
	高 校 卒	158,626	159,589	153,622	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第14表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係 員	11.7 %	21.1 %	0.5 %
課 長 級	4.4	16.5	—	79.1

第15表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	85.0 %	75.4 %	20.2 %	7.1 %	48.1 %	9.6 %	15.0 %
課 長 級	64.2	54.7	13.8	8.9	32.0	9.5	35.8

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第16表 民間における定期昇給制度の状況

役職・企業規模		項目	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給制度なし
			%	%	%	%	%
係 員	規模計		89.3	24.2	76.3	40.6	10.7
	500人以上		96.0	26.2	83.4	51.8	4.0
	100人以上 500人未満		84.7	28.6	68.5	29.5	15.3
	50人以上 100人未満		86.0	10.5	78.9	42.1	14.0
課 長 級	規模計		72.9	16.8	61.3	30.7	27.1
	500人以上		77.0	17.6	68.0	36.1	23.0
	100人以上 500人未満		64.9	18.4	49.1	19.9	35.1
	50人以上 100人未満		80.8	11.5	73.1	42.3	19.2

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第17表 民間における雇用調整の実施状況

項目	実施事業所割合 %
採用の停止・抑制	26.6
転籍出向	5.0
希望退職者の募集	6.8
正社員の解雇	—
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.9
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.0
残業の規制	21.6
一時帰休・休業	10.1
ワークシェアリング	0.7
賃金カット	14.9
計	46.1

(注) 1 平成22年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

第18表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階 \ 項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	7.5 %	4.3 %
課 長 級	13.0	6.9

(注) 平成22年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第19表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 ・ 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係制のある事業所の主任
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

第20表 民間における職種別給与額等

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 22 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	45.7	623,876	—	623,876
	工 場 長	21	54.1	707,790	2,386	705,404
	事 務 部 長	136	52.9	618,546	3,418	615,128
	技 術 部 長	137	51.0	577,216	4,019	573,197
	事 務 部 次 長	59	48.4	591,760	16,122	575,638
	技 術 部 次 長	24	51.1	467,476	2,547	464,929
	事 務 課 長	191	48.2	521,354	20,215	501,139
	技 術 課 長	363	47.7	505,914	6,729	499,185
	事 務 課 長 代 理	99	46.2	547,991	111,912	436,079
	技 術 課 長 代 理	37	50.2	434,716	15,733	418,983
	事 務 係 長	295	44.3	407,995	53,002	354,993
	技 術 係 長	426	45.6	465,987	55,603	410,384
	事 務 主 任	117	40.3	343,847	43,200	300,647
技 術 主 任	111	44.7	415,580	68,051	347,529	
事 務 係 員	1,356	37.3	292,601	30,336	262,265	
技 術 係 員	1,484	35.1	328,662	40,726	287,936	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	4	49.6	765,683	—	765,683
	研 究 部 (課) 長	40	45.4	612,200	2,866	609,334
	研 究 室 (係) 長	15	45.5	603,375	—	603,375
	主 任 研 究 員	73	43.5	528,773	21,894	506,879
	研 究 員	142	31.0	327,274	18,131	309,143
	研 究 補 助 員	45	36.1	291,931	12,161	279,770

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 22 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	x	x	x	x	x
	副 院 長	—	—	—	—	—
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	x	x	x	x	x
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	2	43.5	452,042	76,792	375,250
	薬 剤 師	15	41.4	364,870	24,594	340,276
	診 療 放 射 線 技 師	26	38.4	381,878	23,973	357,905
	臨 床 検 査 技 師	27	40.1	321,400	6,566	314,834
	栄 養 士	17	34.1	220,989	7,750	213,239
	理 学 療 法 士	15	29.8	291,388	4,938	286,450
	作 業 療 法 士	9	28.5	252,705	—	252,705
	総 看 護 師 長	6	57.8	502,022	—	502,022
看 護 師 長	41	45.5	418,095	15,790	402,305	
看 護 師	125	39.2	327,754	33,203	294,551	
准 看 護 師	106	44.8	292,342	35,710	256,632	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	4	67.5	903,208	—	903,208
	大 学 教 授	29	55.5	735,270	3,554	731,716
	大 学 准 教 授	32	51.1	627,451	9,741	617,710
	大 学 講 師	34	45.1	610,825	28,307	582,518
	大 学 助 教 員	50	35.5	483,246	44,862	438,384
大 学 助 手	6	39.8	349,913	—	349,913	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 22 年 4 月 分 平 均 支 給 額			
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
						円
教育関係職種	高等学 校 校 長	x	x	x	x	
	高等学 校 教 頭	4	59.3	632,098	—	632,098
	高等学 校 主 幹 教 諭	2	59.0	553,600	—	553,600
	高等学 校 指 導 教 諭	x	x	x	x	x
	高等学 校 教 諭	85	45.7	443,881	—	443,881
技能・ 労務関係職種	電 話 交 換 手	2	49.0	324,450	—	324,450
	自家用乗用自動車運転手	8	59.0	325,584	43,293	282,291
	守 衛	18	57.2	377,521	71,331	306,190
	用 務 員	7	58.0	212,828	1,083	211,745
調 査 実 人 数 合 計	5,856					

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第21表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級			
6 級	課長代理	課長	課長
5 級			
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級		主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第22表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,142 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,888 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,399 円

(注) 支給月額、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第23表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	47.8 %
借 家 ・ 借 間	47.8 %
自 宅	33.9 %
非 支 給	52.2 %
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第24表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	円 322,758 円 330,619
特別給の支給額	下半期 (A1)	円 636,279	円 412,265
	上半期 (A2)	655,594	446,287
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	月分 1.97	月分 1.52
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	1.98	1.63
	年間計	3.95	3.15

(注) 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.15月である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 61.0	% 39.0	% 48.0	% 52.0	% 47.8	% 52.2
500人以上	65.0	35.0	47.3	52.7	46.4	53.6
100人以上 500人未満	61.9	38.1	50.5	49.5	51.6	48.4
50人以上 100人未満	49.8	50.2	43.6	56.4	42.4	57.6

第26表 民間における時間外労働等の割増賃金の状況

その1 時間外労働の月60時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱い

時間外労働の月60時間の積算の基礎に法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	(参考) 適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	71.5 %	60.5 %
法定休日の労働時間を含めない	28.5 %	39.5 %

その2 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	8.8 %	8.8 %	10.6 %	10.6 %
30%	58.3	67.1	40.7	51.3
29%	—	67.1	—	51.3
28%	0.3	67.4	1.5	52.8
27%	—	67.4	—	52.8
26%	—	67.4	—	52.8
25%	32.6	100.0	47.2	100.0

3 労働経済関係

第27表 労働経済指標

項目 年度・年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働 時間数 (調査 産業計)	③ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働 時間数 (調査 産業計)	⑦ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比				金 額	前年度比・ 前年同月比			
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成20年度	297,432	▲ 1.6	151.1	12.1	0.77	297,631	▲ 3.9	156.9	13.0	0.88
平成21年度	288,820	▲ 1.6	148.1	11.2	0.45	283,792	▲ 2.3	153.3	11.6	0.39
平成21年4月	290,619	▲ 3.4	152.4	10.7	0.48	279,820	▲ 7.5	156.2	9.8	0.43
5月	285,894	▲ 3.2	140.4	10.2	0.46	275,898	▲ 5.9	143.4	9.6	0.39
6月	287,970	▲ 2.7	152.6	10.3	0.45	280,615	▲ 6.5	155.4	9.8	0.38
7月	288,002	▲ 2.8	154.7	10.8	0.43	282,559	▲ 5.4	159.9	11.0	0.35
8月	287,510	▲ 2.3	144.5	10.6	0.42	282,459	▲ 4.3	149.1	11.2	0.35
9月	287,977	▲ 2.1	147.1	11.1	0.43	285,795	▲ 3.0	151.5	11.6	0.36
10月	289,525	▲ 1.9	149.7	11.7	0.43	284,859	▲ 3.1	155.7	12.5	0.38
11月	289,405	▲ 1.4	149.7	11.8	0.43	286,965	▲ 0.7	155.7	12.5	0.37
12月	289,841	▲ 0.7	148.0	12.1	0.43	288,000	1.5	154.5	13.2	0.38
平成22年1月	288,045	0.0	140.9	11.5	0.46	284,231	1.5	146.1	12.5	0.41
2月	289,087	0.0	145.8	11.7	0.47	285,891	2.9	152.9	12.6	0.43
3月	292,031	1.4	151.8	12.3	0.49	288,416	4.2	159.0	13.1	0.46
4月	294,877	1.4	156.4	12.6	0.48	292,288	4.5	164.3	13.8	0.44
5月	289,191	1.1	143.1	11.7	0.50	287,199	4.1	148.7	13.0	0.46
6月	291,798	1.3	154.8	11.7	0.52	292,998	4.5	162.3	13.2	0.48
資料出所	厚 生 労 働 省					県 県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は平成17年基準である。

2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑨の平成20年度、21年度の欄は、それぞれ平成20暦年、21暦年の数値である。

⑨ 消 費 支 出								⑩消費者物価指数		⑪ 国内企業 物価指数
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	
全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
296,932	▲ 0.3	324,929	0.5	337,641	10.9	373,941	12.9	1.1	1.2	3.1
291,737	▲ 1.7	319,060	▲ 1.8	302,678	▲ 10.4	330,301	▲ 11.7	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 5.2
306,340	▲ 1.4	344,514	0.3	287,727	▲ 30.9	320,306	▲ 36.9	▲ 0.1	0.4	▲ 4.1
285,530	▲ 0.9	317,195	0.6	299,954	▲ 7.0	326,711	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 5.6
277,237	▲ 1.7	299,439	▲ 2.8	296,226	▲ 13.1	330,248	▲ 17.1	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 6.8
285,078	▲ 4.5	316,623	▲ 4.2	280,571	▲ 12.0	328,125	▲ 9.6	▲ 2.2	▲ 2.3	▲ 8.4
290,972	▲ 0.1	318,067	▲ 1.4	312,815	0.6	354,438	2.7	▲ 2.2	▲ 2.0	▲ 8.5
277,110	▲ 1.5	301,796	▲ 1.9	275,401	▲ 14.4	294,213	▲ 16.6	▲ 2.2	▲ 2.6	▲ 7.9
287,789	▲ 1.3	306,399	▲ 2.3	303,512	▲ 1.1	314,198	2.7	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 6.8
284,740	0.0	303,564	▲ 2.1	307,075	▲ 1.9	332,545	5.2	▲ 1.9	▲ 2.2	▲ 5.0
337,887	0.3	359,254	▲ 1.7	382,395	▲ 6.5	418,048	▲ 10.4	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 3.8
291,918	0.2	321,633	0.0	318,855	1.6	383,605	10.1	▲ 1.3	▲ 1.9	▲ 2.2
261,163	▲ 1.8	285,211	▲ 3.5	362,351	29.1	448,138	61.8	▲ 1.1	▲ 1.7	▲ 1.6
319,991	3.0	352,552	2.3	396,496	35.7	423,409	32.6	▲ 1.1	▲ 1.7	▲ 1.3
299,996	▲ 2.1	331,621	▲ 3.7	346,515	20.4	379,060	18.3	▲ 1.2	▲ 1.6	▲ 0.1
280,714	▲ 1.7	303,326	▲ 4.4	316,697	▲ 5.6	341,350	4.5	▲ 0.9	▲ 1.6	0.5
276,494	▲ 0.3	297,809	▲ 0.5	335,250	13.2	354,282	7.3	▲ 0.7	▲ 1.2	0.5
総 務 省										日本銀行

4 生計費関係

第28表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成22年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	31,719	39,343	49,056	58,770	68,483
住居関係費	41,423	71,842	64,785	57,722	50,665
被服・履物費	7,473	5,016	6,527	8,037	9,549
雑費Ⅰ	30,911	48,579	61,122	73,678	86,221
雑費Ⅱ	20,329	42,483	43,254	44,025	44,796
計	131,855	207,263	224,744	242,232	259,714

平成22年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(95世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月($\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。
なお、1人世帯については、次のように算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

5 国及び都道府県の給与関係

第29表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成21年4月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上	99以上	100以上	101以上
		99未満	100未満	101未満	
団 体 数	16	9	2	10	10

(注) 1 「平成21年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は、101.4である。

3 総務省では、平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引下げとともに、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し支給する地域手当が導入されたことから、この地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、100.4である。

第30表 都道府県における自宅に係る住居手当の廃止状況

(平成22年4月)

廃止の有無	廃止済	未廃止
団 体 数	15	32

6 人事院勧告等の概要

○給与勧告の骨子

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

11,100民間事業所の約45万人の個人別給与を实地調査（完了率89.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 $\Delta 757$ 円 $\Delta 0.19\%$ 〔行政職俸給表(一)…現行給与395,666円 平均年齢41.9歳〕

〔 俸給 $\Delta 637$ 円 俸給の特別調整額 $\Delta 51$ 円
はね返り分等(注) $\Delta 69$ 円 〕

(注)地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 3.97月（公務の支給月数 4.15月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差（マイナス）を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

(1) 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額（ $\Delta 1.5\%$ ）

※ 医療職(一)（人材確保のため）、指定職（一官一給与のため）等についてはこの措置は行わない

(2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

①行政職俸給表(一) (1)による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ（平均改定率 $\Delta 0.1\%$ ）。その際、中高年齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額に限定して引下げ

②指定職俸給表 行政職俸給表(一)の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ（ $\Delta 0.2\%$ ）

③その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表(一)等は除外）

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

※ 専門スタッフ職俸給表の級の 신설については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告

(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ（35,200円→35,100円）

〈期末・勤勉手当（ボーナス）〉 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
22年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.35月(現行1.5月)
	勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.65月(現行0.7月)
23年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.675月	0.675月

[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（ $\Delta 0.28\%$ ）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表（一）適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

<超過勤務手当> 民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

III 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

IV 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳台前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引き下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組むとともに、短時間勤務等多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

(1) 定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

(2) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳台前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳台前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

(3) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

○公務員人事管理に関する報告の骨子

I 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

1 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み（内閣と国家公務員は双方が国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する）と特徴（市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違）を十分踏まえて行う必要

2 自律的労使関係制度の在り方 ～基本権制約の程度等に応じたパターン

パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在

パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置（仲裁制度）が必要

パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化

パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用

3 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

- ・ 国会の関与（法律・予算）と当事者能力の確保
- ・ 付与する職員の範囲
- ・ 労使交渉事項と協約事項の範囲
- ・ 給与水準の決定原則や考慮要素
- ・ 交渉当局の体制整備
- ・ 職員団体の代表性の確保

4 検討の進め方

基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた上で、便益・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

II 基本法に定める課題についての取組

1 採用試験の基本的な見直し

・ 優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題

・ 意見公募手続（本年6月）を経て、新たな試験制度の全体像を提示

－ 現行のⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種試験を廃止し、試験体系を再編

＊総合職試験：院卒者試験、大卒程度試験	＊専門職試験
＊一般職試験：大卒程度試験、高卒者試験等	＊経験者採用試験

・ 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備

2 時代の要請に応じた公務員の育成

・ 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実

・ 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研究員制度において博士号を取得させるための方策を検討

3 官民人事交流等の推進

・ 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定

・ 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討

4 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

各方面の意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

III その他の課題についての取組

1 非常勤職員制度の改善

(1) 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施

(2) 非常勤職員の育児休業等

育児休業等ができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制度の導入についても措置

2 超過勤務の縮減

府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大臣

のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要

3 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進

- ・ 心の健康の問題による長期病休者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
- ・ 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

○国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

常時勤務することを要しない職員（非常勤職員）について、仕事と育児の両立を図るため、育児休業法を改正

1 非常勤職員の育児休業

(1) 非常勤職員について、子が1歳に達する日（配偶者がその日以前に育児休業をしている場合には、1歳2か月に達する日）まで、育児休業をすることができるようにすること

（参考）育児休業をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

- ① 引き続き任用された期間が1年に満たない職員
- ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き任用されることが見込まれない職員
- ③ 子が1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は再び採用されないことが明らかな職員
- ④ 1週間の勤務日数が2日以下である職員等

(2) 非常勤職員について、継続的な勤務のために特に必要な場合には、子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができるようにすること

（参考）継続的な勤務のために特に必要な場合としては、

- ① 保育所入所を希望しているが、入所できない場合
- ② 配偶者が死亡した場合
- ③ 配偶者が負傷、疾病等により子を養育することが困難な状態になった場合等

2 非常勤職員の育児時間

非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができること

（参考）育児時間をするすることができない非常勤職員としては、請求時に、

- ① 引き続き任用された期間が1年に満たない職員
- ② 1週間の勤務日数が2日以下である職員等

3 実施時期

平成23年4月1日から実施

（参考）このほか、要介護者を介護するため、1回の要介護状態につき連続する93日の期間内で休暇を取得することができる介護のための休暇の制度の導入についても措置する予定（人事院規則事項）。